

国史跡指定について（お知らせ）

令和4年(2022年)6月17日(金)に開催された国の文化審議会文化財分科会は、「郡山城跡」を新たに国の史跡として指定するよう文部科学大臣に答申していました。

この度、文化財保護法第百九条第一項の規定に基づき国史跡に正式に指定されたことが、同条第三項の規定により11月10日(木)の官報(号外第239号)で告示されましたので、お知らせいたします。

国史跡とは、文化財保護法では、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なものとされています。